

委 員 長 報 告

本委員会は、去る１２月１１日の本会議において付託を受けた議案１４件について、１４日及び２１日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、４定議案第２号 田辺市税条例等の一部改正について、同議案第３号 田辺市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、同議案第４号 田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、同議案第５号 田辺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、同議案第２１号 市町村建設計画の変更について、同議案第２２号 田辺市過疎地域自立促進計画の策定について、同議案第２３号 平成２７年度田辺市一般会計補正予算（第４号）の所管部分、同議案第２５号 平成２７年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第１号）の給与費関係部分、同議案第２６号 権利の放棄について、同議案第２７号 平成２７年度田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計補正予算（第２号）、同議案第２８号 平成２７年度田辺市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）、同議案第２９号 平成２７年度田辺市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）及び同議案第３０号 平成２７年度田辺市水道事業会計補正予算（第１号）についての以上１３件は、全会一致により、４定議案第１号 田辺市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第１号 田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてにかかわって、行政における情報漏えいの危険性及び住民の個人番号利用についてただしたのに対し、「情報漏えいの危険性への対応については、システム面では分散管理を行い、機関間では全国同水準で暗号化した情報で取り扱う。また住民が各種申請等を行う際は、個人番号の記載がない場合であっても申請等が無効になるものではない」との答弁がありました。

次に、議案第２２号 田辺市過疎地域自立促進計画の策定についてにかかわって、公共施設等総合管理計画との整合性についてただしたのに対し、「過疎計画は平成２８年度から５年間の計画であり、既存の計画の事業を引き継いだものに地方創生総合戦略等の新規事業を反映させている。公共施設等総合管理計画の策定は平成２８年度末までとしていることから、これに基づく事業が具体化してくるのは、早くとも平成２９年度以降となるが、当計画への位置付けを必要とした場合は、計画を見直していきたい」との答弁がありました。

次に、各会計の人件費にかかわって、紀の国わかやま国体、紀の国わかやま大会への職員動員数、時間外勤務手当額について説明を求めたのに対し、「両大会の運営に際しては、約４００名の職員を動員するなど、全庁的な職員体制により対応したところであり、時間外勤務手当は大会業務で１，５０６万５，０００円、また、動員期間中に生じた所

管業務の事務整理分として1,397万1,000円であった」との答弁がありました。
以上、委員長報告といたします。

平成27年12月21日

総務企画委員会

委員長 小 川 浩 樹

委 員 長 報 告

本委員会は、去る１２月１１日の本会議において付託を受けた４定議案第１２号 田辺市龍神丹生ヤマセミの郷の指定管理者の指定について、１２月１４日及び２１日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等は、次のとおりであります。

龍神丹生ヤマセミの郷の運営にかかわって、経営改善の取り組みについてただしたのに対し、「温泉施設は多額の燃料費がかかるため、入湯客が減少する冬季は閉鎖している。また、大雨等による道路寸断時には客数が変動するリスクもあるが、地元有志で組織する殿原ニュー泉会が事業継続に対する志を持っていただいている。そうした中で、市としても、地域の発展という観点から、可能な限り情報発信を行うなど、利用客増加のために取り組みたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成２７年１２月２１日

産業建設委員会

委員長 川 崎 五 一

委 員 長 報 告

本委員会は、去る１２月１１日の本会議において付託を受けた議案１２件について、１２月１４日及び２１日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、４定議案第９号 田辺市龍神ごまさんスカイタワーの指定管理者の指定について、同議案第１０号 田辺市熊野古道中辺路陶芸館の指定管理者の指定について、同議案第１１号 田辺市龍神宮代オートキャンプ場の指定管理者の指定について、同議案第１３号 田辺市川湯キャンプ場の指定管理者の指定について、同議案第１４号 田辺市龍神木族館の指定管理者の指定について、同議案第１５号 田辺市龍游館の指定管理者の指定について、同議案第１６号 田辺市熊野古道中辺路の指定管理者の指定について、同議案第１７号 田辺市奥熊野古道ほんぐうの指定管理者の指定について、同議案第１８号 田辺市おおとう山遊館の指定管理者の指定について、同議案第１９号 田辺市林業開発センター深山荘の指定管理者の指定について、同議案第２０号 田辺市近露観光交流館の指定管理者の指定について及び同議案第２３号 平成２７年度田辺市一般会計補正予算（第４号）の所管部分について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、指定管理者の指定に関する議案全般にかかわって、指定期間の考え方及び選定の審査基準についてただしたのに対し、「指定期間については、公募の場合は５年間であるが、指名による指定の場合は観光客数の推移などを踏まえて受託者と協議し、５年間になる場合と３年間になる場合がある。選定については、公募、指名に限らず、田辺市指定管理者選定委員会に諮り、候補者から経営方針、収支計画等を聴取し、経営能力を審査した上で指定管理者に適しているかどうか判断している」との答弁がありました。

次に、議案第１０号 田辺市熊野古道中辺路陶芸館の指定管理者の指定にかかわって、利用者の減少傾向に対する取り組みについてただしたのに対し、「当施設は陶芸体験施設であることから、対象者が限定されるため、市や田辺市熊野ツーリズムビューローにおいて情報発信しているものの、実績にはつながっていない。今後、受託者と連携協力しながら積極的な情報発信に努めたい」との答弁がありました。

次に、議案第２３号 平成２７年度田辺市一般会計補正予算（第４号）の所管部分のうち、農業振興費にかかわって、中山間地域等直接支払交付金の新たな加算制度について詳細説明を求めたのに対し、「本制度は平成１２年度から始まり、従来は傾斜が田で２０分の１以上、畑で１５％以上の急傾斜農地が交付金の対象となっていたが、第４期目となる今年度から田で１０分の１以上、畑で２０％以上の超急傾斜農地について、１０アールあたり６，０００円の交付金が加算される。本制度の対象農地２，１７０ヘクタールのうち、９７７ヘクタールが加算の対象となる」との答弁がありました。

次に、観光費にかかわって、観光施設の修繕内容についてただしたのに対し、「おおとう山遊館ではトイレ５基を洋式トイレとして改修するほか、内壁の壁紙張りかえ、浄化槽のブローア修繕及び畳の交換等を計画し、奥熊野古道ほんぐうでは、和室等の撤去及びバリアフリーに対応するための段差の解消等を計画している」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成２７年１２月２１日

産業建設委員会

委員長 川 崎 五 一

委 員 長 報 告

本委員会は、去る１２月１１日の本会議において付託を受けた議案７件について、１１日及び２１日にそれぞれ委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、４定議案第６号 田辺市高齢者複合福祉施設たきの里の指定管理者の指定について、同議案第７号 田辺市立松風荘の指定管理者の指定について、同議案第８号 田辺市立やすらぎ荘の指定管理者の指定について、同議案第２３号 平成２７年度田辺市一般会計補正予算（第４号）の所管部分、同議案第２４号 平成２７年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、同議案第２５号 平成２７年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第１号）の所管部分及び同議案第３１号 紀南地方児童福祉施設組合規約の変更についての以上７件について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第２３号 平成２７年度田辺市一般会計補正予算（第４号）の所管部分のうち、債務負担行為補正の一般廃棄物収集運搬業務委託にかかわって、委託業務の内訳及び現有施設の管理体制について詳細説明を求めたのに対し、「債務負担行為については、７年間の総額が１億１，５２０万円で、単年度では１，６４５万７，０４０円である。その内訳の主なものは、収集職員３名の人件費が１，２０６万円、作業着などの物件費が１４万６，０００円、パッカー車の減価償却費が８５万２，０００円、燃料費や車検費用など車両維持費が１０５万１，４６０円である。また、施設管理体制については、正規職員の減少に伴い、現在は臨時職員を含め職員１８名体制で、施設運営のほか場内清掃や草刈りなど多岐に渡る業務を行っている」との答弁がありました。これに対し委員から、本施設は環境衛生面に配慮すべき施設であり、場内の景観等も含め来場者に好印象を持っていただけるよう維持管理に努める必要がある。今後、委託も含め施設管理のあり方を検討してはどうかとの意見がありました。

次に、文化財費にかかわって、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害木の状況について詳細説明を求めたのに対し、「今回伐倒駆除の対象としている被害木は、鬨雞神社のコジイ、アラカシ、ウバメガシで１３本、稲荷神社のコジイ８本、須佐神社のコジイ、アラカシの１２本である。各神社が県と市の補助制度を活用し、カシノナガキクイムシが成虫になる春先までに伐倒駆除を実施するものである」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成２７年１２月２１日

文教厚生委員会

委員長 出水 豊 数